

知って得する!

## 法律コラム

遺言の検認手続きとは？  
必要なの？

弁護士 辻佐和子

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトをご覧いただけます。

## 1. はじめに

「亡くなった人の持ち物を片付けていたら、遺言が出てきた!」ということがありえます。このように遺言を見つけた場合、「検認」という手続きが必要になります。今回は、遺言の検認手続きについてご説明します。

## 2. 遺言の検認の目的

遺言の検認とは、相続人に遺言の存在と遺言の内容を確認させ、形状などを明確にし、遺言の偽造・変造を防止するための裁判所で行う手続きです。

勘違いされやすいのですが、遺言の内容の有効・無効を判断する手続きではありません。

## 3. 検認が必要な遺言・不要な遺言

検認が必要な遺言は、①被相続人本人が保管していた自筆証書遺言、②秘密証書遺言です。一方で検認が不要な遺言は、③法務局の保管制度を利用していた自筆証書遺言、④公正証書遺言です。ざっくり言うと、被相続人本人が保管していたものについては検認が必要、ということになります。

## 4. 検認しないことのリスク

上記①②の遺言について検認手続きを経なければ、以下のリスクが生じます。

行政罰	検認をしないで勝手に遺言を開封したり、遺言の内容に基づく相続手続きを行ったりすると、5万円以下の過料(行政罰)に課されるリスクがあります。
相続手続きが行えない	遺言を使って被相続人の不動産の登記移転手続きや預貯金の解約を行う際に、検認済みであることの証明書が求められます。検認をしていなければ、こうした相続手続きも行えません。
トラブルにつながる	検認を行わないと、相続人間で「あの人が遺言を偽造したのではないか」等と疑いが生じ、相続手続きがスムーズに進まなくなるリスクが高まります。

## 5. 検認手続きの流れ

遺言の検認手続きは、以下のように進みます。

## ①検認の申立て

検認の申立てができるのは、遺言の発見者・保管

者、またはその代理人です。

まずは、被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍等必要書類を揃え、申立書と一緒に裁判所に提出し、申し立てます。管轄の裁判所は、遺言者の最後の住所地の家庭裁判所になります。

## ②期日指定

裁判所から検認手続き期日の指定があります。期日が決まると、裁判所から全ての相続人に「この日にこの裁判所で検認手続きをしますよ」という通知が届きます。

## ③期日当日

- 当日は、出席を希望する相続人や代理人が参加します。相続人は、出席・欠席を自由に選ぶことができ、欠席してもペナルティはありません。ただし、申立人は遺言を持参して出席する必要があります。
- 出席する人は書記官室で受付をして、待合室で待ちます。時間になると書記官に案内されるので、指定の部屋に入り、着席します。
- 期日が始まり、申立人は、遺言を裁判官に提出します。封がされていた場合は、裁判官はこれを開封します。
- 裁判官から一人一人の相続に対し、遺言の状態を確認させます。また、「この字は被相続人の字だと思いますか」といった質問がなされ、その答えを書記官が記録することもあります。これで検認の手続き自体は終了です。
- その後、待合室に戻ってしばらく待つと、書記官から検認済み証明書の付された遺言が返却されます。

## 6. おわりに

相続人の数や被相続人との関係によっては、戸籍の収集に時間がかかる場合もあります。スムーズに検認手続きを進めたいと希望する方や、自分で手続きを行う自信が無いという方は、一度専門家にご相談されるとういでしょう。

また、2でも述べたとおり、検認手続きは遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。遺言の有効性について争いが生じ、話し合いで解決しない場合は、別途、遺言無効確認調停・訴訟といった手続きに移行する可能性があります。こちらは複雑で時間もかかる手続きですので、必ず専門家に相談されることをお勧めします。